

島根県内の高濃度PCB廃棄物の搬入期間は、来年(平成26年)8月～9月です。

古い電気機器には、有害物質PCBが含まれていることがあります。

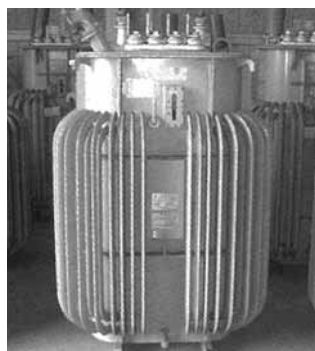
現在、使用中や保管中の電気機器にPCBが含まれているか確認し、計画的な処分をお願いします。

○PCBはどのような電気機器に使われているの？

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、人や環境に対して有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されました。

このため、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものは、PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

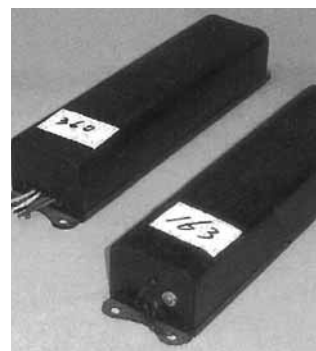
なお、安定器については、業務用、施設用の蛍光灯、水銀ナトリウム灯に用いられており、**一般家庭用の蛍光灯器具等には使われていません。**



トランス



コンデンサ



安定器

○高濃度PCB廃棄物の処分委託先



※県内保管分の処分先はJESCO北九州事業所(小倉オフィス TEL.093-522-8588)です。

<手続きの流れ>

- ①搬入する機器等の登録
- ②中小企業者等処理費用軽減制度の申請
- ③処分契約

※他に、収集運搬事業者との契約が必要です。

<搬入期間>

島根県内の少量保管事業者:平成26年8月～9月